

事例番号：260027

## 原因分析報告書要約版

産科医療補償制度

原因分析委員会第四部会

### 1. 事例の概要

1 回経産婦。妊娠 35 週 0 日、妊産婦は妊婦健診のため搬送元分娩機関を受診した。妊産婦より、妊娠 34 週 3 日から胎動が減少し 2 日後には回復したと訴えがあった。ノンストレステストは、基線細変動はほぼ消失で一過性頻脈は認められなかった。超音波断層法では、胎児呼吸様運動は認められず、BPS は 4 点であった。胎児機能不全と判断され、高次医療機関である当該分娩機関へ搬送となった。当該分娩機関におけるノンストレステストでも同様の所見で、超音波断層法では、胎動はあるものの、胎児呼吸様運動、胎児筋緊張はなく、BPS が 4 点で、この時点でも胎児機能不全の状態であった。当該分娩機関到着から 1 時間 9 分後、帝王切開が行われ児が娩出された。臍帯巻絡、結節はなく、羊水混濁があり緑色であった。胎盤病理組織学検査が行われ、母体面に明らかな血腫は認められず、羊膜、絨毛膜に炎症はみられず、臍帯は著変なく炎症細胞浸潤も観察されないとの結果であった。

児の在胎週数は 35 週 0 日、出生体重は 2087 g であった。臍帯動脈血ガス分析値は、pH 7.353、PCO<sub>2</sub> 36.0 mmHg、PO<sub>2</sub> 20.3 mmHg、HCO<sub>3</sub><sup>-</sup> 19.5 mmol/L、BE - 5.1 mmol/L で、乳酸は 1.7 mmol/L であった。出生時、啼泣、体動はなく全身チアノーゼで粘稠透明な吸引物が多量にみられ、バッグ・マスクによる人工呼吸が

開始されたが胸郭の挙上が不良であった。生後1分、5分ともにアプガースコアは1点（心拍1点）であった。胸骨圧迫、気管挿管が行われNICUに入室した。頭部超音波断層法で、出血、浮腫、脳室拡大はなく、両側脳室周囲高輝度域I°、前大脳動脈R I O. 667であった。脳波所見は高度活動低下で一部発作波を認めた。神経学的所見、脳波所見から重度の低酸素性虚血性脳症と診断された。生後1ヶ月の頭部MRIで、大脳白質、基底核、視床、脳幹に障害を認め、重症新生児仮死後の多嚢胞性脳軟化症と診断された。

本事例は病院における事例であり、産科医3名（経験1年、5年、15年）、小児科医3名（経験1年～25年）、麻酔科医1名（経験5年）と、助産師3名（経験1年、14年、22年）、看護師3名（経験半年～8年）が関わった。

## 2. 脳性麻痺発症の原因

本事例における脳性麻痺発症の原因は、胎児中枢神経障害であると考えられる。胎児中枢神経障害の原因としては、臍帯血流障害に起因する低酸素状態、あるいは脳循環障害が考えられるが、その他の因子についても完全には否定できず、断定はできない。胎児中枢神経障害が発生した時期は、妊産婦が胎動減少を自覚した分娩の4日前頃と推測される。

## 3. 臨床経過に関する医学的評価

搬送元分娩機関において定期的に妊婦健診を行ったこと、妊娠35週にノンストレステストを施行したことは一般的である。

胎児心拍数基線細変動の消失、一過性頻脈の消失に対しバックアップテストとしてBPSを評価し、胎児機能不全の診断で高次医療機関に搬送したことは医学的妥当性がある。

当該分娩機関において、搬送後すぐに血液検査を含む術前検査を行ったこ

と、ノンストレステスト、BPSの結果胎児機能不全と判断し、帝王切開で児を娩出したことは一般的である。

小児科医が帝王切開に立会い新生児蘇生を行ったこと、および蘇生方法は一般的である。

#### **4. 今後の産科医療向上のために検討すべき事項**

##### **1) 搬送元分娩機関および当該分娩機関における診療行為について検討すべき事項**

特になし。

##### **2) 当該分娩機関における設備や診療体制について検討すべき事項**

分娩後、医療スタッフおよび学生に、談笑するなどの不適切な態度があり、医師が注意した後、対応がなされたとされている。今後は、妊産婦および家族への配慮と、学生の実習態度についての指導を徹底することが望まれる。

##### **3) わが国における産科医療について検討すべき事項**

###### **(1) 学会・職能団体に対して**

本事例のように、妊娠中の健診と健診の間に起こった出来事が脳障害に関連したと推測される事例を蓄積して、今後、どのような対策を行うかについて検討することが望まれる。また、このような事例を産婦人科医が共有することが重要である。胎動減少などの胎動異常と胎児心拍異常の早期発見のために、ローリスクの妊産婦に対する分娩監視装置装着の開始時期、施行間隔について学会レベルで事例を集積し、検討することが望まれる。

###### **(2) 国・地方自治体に対して**

特になし。